

もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分事業者募集要項

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）は、もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分事業者を選定するための入札に関する手続きについて、次のとおり定めます。

入札に参加される事業者は、この募集要項を熟読し、次の各事項を確認のうえお申込みください。

1 事業の内容

(1) 名称

もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分

(2) 形態

事業者は動産を譲渡し、事業者は譲渡を受けた動産を自己所有（第三者に貸し付ける場合を含む。以下同じ。）、第三者への譲渡又は廃棄を行う。

(3) 対象物件

もと大阪市立住吉市民病院の動産（参考資料：別紙のとおり）

（注）詳細は入札に参加しようとする者の現地踏査によるものとする。

(4) 契約の主な条件

ア 機構はもと大阪市立住吉市民病院（以下「市民病院」という。）に存在する対象物件を現状有姿で事業者へ譲渡する。

イ 事業者は、譲渡を受けた物件について市民病院の外部に搬出する。

ウ 事業者は、譲渡を受け市民病院の外部に搬出した物件を第三者へ譲渡する場合又は貸し付ける場合、自らの責任によりこれらを実施する。

エ 事業者は、譲渡を受け市民病院の外部に搬出した物件を廃棄する場合、当該物件の排出者として自らの責任により廃棄を実施する。

(5) 契約の対価

次の（ア）から（イ）を差し引いた金額

（ア）物件の収集・運搬・廃棄等に要する費用

（イ）譲渡価格

(6) 契約の期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日まで

ただし、動産の搬出は令和元年 1 月 30 日までに完了しなければならない。

2 事業者の選定

機構と交渉する権利を有する者（以下「交渉権者」という。）の優先順位について、競争入札により決定する。

(1) 入札事項

「1 事業の内容 (5) 契約の対価」

(2) 入札から事業者決定までの流れ

①入札において、「1 事業の内容 (5) 契約の対価」について、予定価格の範囲内で最も低い金額を提示した者を最優先交渉権者とする。同時に以降の交渉権付与順位を決定する。なお、同じ提示額の者についての最終決定はくじによることとし、その場合は、対象となる者にくじ引きの日時及び場所等必要事項を通知する。

②優先交渉権者1者について入札参加資格審査資料の審査とヒアリングを実施する。

③入札参加資格資料の審査及びヒアリングの結果、入札参加資格要件を有しており、かつ問題なく事業の実施が可能と認められれば契約の相手方とする。

入札参加資格要件を満たしていないなど、交渉権者が事業者として不適格と認められる場合には優先交渉権者との交渉を打ち切ることとする。

④次順位の者を優先交渉権者とする。

以降、事業者が決定するまで②～④の手続きを繰り返す。

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす事業者に限り入札に参加できるものとする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項に基づき、高度管理医療機器の販売業又は貸与業の許可を受けていること。

(2) 古物営業法第3条第1項に基づき、古物営業の許可を受けていること。

(3) 廃棄物の処分に必要となる資格を自ら保有している、または保有する者を下請業者として確保できること。

(4) 平成28年4月1日以降本件公告日までの間に200床以上の公立病院において本事業と同様の事業を実施した実績を3件以上有する事業者であること。

(5) 本募集要項、もと大阪市立住吉市民病院の動産の処分に関する契約書及びもと大阪市立住吉市民病院の動産の処分に関する仕様書の内容について遵守できること。

(6) 「5 実地踏査」に記載する踏査を実施できること。

- (7) 本件の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。
- (8) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱（平成26年12月1日制定）第2条に基づく停止措置を受けていないこと。
- (9) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (10) 国税の未納がないこと。

4 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者（入札書に記名押印する者）が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更正法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中会社」という。）である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社どうしの関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社または再生手続中会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合など。

5 実地踏査

入札に参加しようとする事業者は、事前に市民病院の動産について実地踏査（現地調査）を行わなければならない。実施要領については次のとおりとする。

(1) 実施申込

ア 受付方法

電子メールにより受け付ける。

本件の入札に参加しようとする事業者は、次の電子メールアドレスあてに、事業者名、希望日および連絡先を送信すること。

電子メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

イ 受付期間

本件公告日から令和元年9月2日（月）17時まで

(2) 実施日

次の期間内で機構が指示する日を原則とする。（やむを得ない事情がある場合には別の日に実施することがある。）

令和元年9月5日（木）から令和元年9月13日（金）まで

(3) 実地踏査申込書（様式1）

実地踏査の当日に提出すること。

(4) 指示の遵守

実地踏査にあたり機構の指示に従わない事業者は入札に参加することができない。

6 入札書等の提出

(1) 提出方法

次のいずれかとする。

ア 持参による。

イ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による。ただし、書留等受取確認できるものに限る。

（注）二重封筒を用い、表封筒に「入札書在中」と朱書のうえ財務課あて親展とし、内封筒に入札案件名称を記載すること。また、発送後速やかに配達業者名等を次の電子メールアドレスあてに連絡すること

電子メールアドレス：nyuusatsu-qa@osakacity-hp.or.jp

(2) 提出先

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

大阪市都島センタービル5階

大阪市立総合医療センター財務課契約担当

(3) 提出期限

令和元年9月24日（火）17時まで（必 着）

(4) 提出物

ア 入札書（様式2）

イ 資格審査資料

（ア）履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの）

（イ）印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）

（ウ）国税の納税証明書（未納税額のない証明用 発行後3カ月以内のもの）

（エ）「3 入札参加資格要件（1）」の許可を受けていることを証する書面

（オ）「3 入札参加資格要件（2）」の許可を受けていることを証する書面

（カ）「3 入札参加資格要件（4）」の実績を証する書面（契約書の写し等）

（キ）誓約書（その1）（様式3）

（ク）誓約書（その2）（様式4）

（注）既に機構に提出済の書面がある場合（別件の入札案件に参加したことがある場合等）、その旨を事前に申し出れば提出を免除することができる。

(5) 入札金額

入札書には、希望する「1 事業の内容（5）契約の対価」から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額（税抜額）を記入すること。

また、本募集要項別紙の明細書は参考資料である。入札金額は必ず実地踏査の内容をもとに見積もること

(6) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 提出期限後に到着したもの

イ 機構が指定した入札書を用いないもの

ウ 入札書に記名押印がないもの

エ 入札書に連絡先の記載がなく開札結果の通知が困難なもの

オ 「4 関係会社の参加制限」に該当する複数の者が行ったもののすべて

カ その他入札に関する条件に違反したもの

(7) 撤回又は訂正の不可

いったん提出した入札書は、撤回又は訂正することはできない。

(8) 入札書等の保管

開札までの間、大阪市立総合医療センターで保管する。

7 開札日時

令和元年9月25日（水）9時以降

8 入札参加資格審査資料の審査等

交渉権者となった事業者、開札日以降機構が指定した日に入札参加資格に関するヒアリングを実施する。その際別途資料を求めることがある。

9 事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (2) 不正な手段により事業者に選定されたと認められる場合
- (3) その他事業者が契約の相手方として不相当と認められる場合

10 その他

- (1) 不正な入札が行われる恐れがあるとき又は災害その他の理由で適正な入札が確保されない恐れがあるときは、入札を中止又は延期することがある。
- (2) 入札参加に関する一切の費用及び契約手続きに関する一切の費用については、入札参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は事業者選定の用途以外には使用しない。
- (4) 本募集要項に定めのない事項は地方独立行政法人大阪市民病院機構契約規程によるものとする。

地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター
財務課契約担当 電話 06-6929-3626

参考リスト

| 名称 | | |
|------------------|------------------|-------------------|
| LED 光線治療器 | 酸化エチレンガス滅菌装置 | 適温配膳車 |
| オゾン水製造装置 | 治療用電気手術器 | 電気スチームコンベクションオープン |
| カメラヘッド | 自動蛍光免疫測定装置 | 電動油圧手術台 |
| デジタル身長・体重計 | 集塵装置付調剤台 | 凍結プローベ |
| パススルー冷蔵庫 | 食器洗浄機 | 内視鏡用カメラシステム |
| ビデオ硬性挿管用喉頭鏡 | 新生児未熟児用人工呼吸器 | 乳房X線撮影装置 |
| ファイバースコープ内視鏡システム | 真空超音波洗浄装置 | 脳波モニタ |
| ベッセルシーリングシステム | 生体情報モニタ | 病院用空気清浄機 |
| 安全キャビネット | 全自動器具洗浄乾燥装置 | 腹腔鏡下手術システム |
| 移動型X線撮影装置 | 全自動血液凝固測定装置 | 保育器 |
| 一般撮影装置 | 全自動骨密度測定装置 | 麻酔装置 |
| 遠心機(一般用) | 全身麻酔装置 | 未熟児・新生児人工呼吸器 |
| 癌化学療法管理システム | 総合血液学分析装置 | 薬剤在庫管理システム |
| 業務用冷凍庫 | 他覚的聴力検査装置 | 幼児・小児用光ファイバーセンサー |
| 血液ガス分析装置 | 超音波手術システム | 立体炊飯器 |
| 高圧蒸気滅菌装置 | 超音波診断装置 | |
| 産婦人科用ファイバースコープ | 超音波診断装置(小児心臓検査用) | |